

令和4年函審第2号

裁 決
旅客船A定置網損傷事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和3年9月9日07時00分
北海道羽幌港北方沖合
- 2 船舶の要目
船種 船名 旅客船A
総トン数 122トン
全 長 35.00メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 2,160キロワット

3 事実の経過

(1) 構造、設備

Aは、平成25年1月に進水した最大搭載人員が旅客130人及び船員4人の2機2軸を備えた鋼製の旅客船で、上甲板上に客室を、その一段上方の船体中央やや前方に操舵室をそれぞれ配置し、操舵室前部中央に操舵スタンド、その右舷側にバウスラスターの操作ダイヤル、レーダー及びGPSプロッターを、左舷側に主機の遠隔操縦装置をそれぞれ備えていた。

(2) 運航形態

A社は、Aを羽幌港と北海道焼尻港及び北海道天売港とを結ぶ一般旅客定期航路事業に、春から夏にかけて1日1往復ないし2往復従事させ、例年8月中旬より同航路の運航を終了して他の航路に就航させたのち、北海道稚内港の造船所へ回航し、冬期係留して中間検査を受け、4月に羽幌港に回航して運航を再開していたものの、令和3年には他の航路での就航はなく、9月9日に稚内港の造船所へ回航することとした。

(3) 羽幌港北方沖合の漁場区域の状況

羽幌港北方沖合には、羽幌港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から060度（真方位、以下同じ。）1,120メートル、049.5度1,450メートル、338度1,690メートル及び327度1,420メートルの各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域に、北海道知事から免許を受けた免許番号羽さけ定第1号と称する定置漁業の漁場区域（以下「第1号漁場区域」という。）が平成31年2月1日から令和5年12月31日まで設定され、漁業時期が8月1日から11月30日までの間となっており、同区域西部に2か所、中央やや東部に1か所オレンジ色の

旗ざおが付いた簡易標識灯が、胴網及び垣網には約40センチメートル間隔で直径約30センチメートルの黄色や白色などの浮子がそれぞれ設置されていた。

(4) a 受審人の経歴

(省略)

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか3人が乗り組み、回航の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年9月9日06時50分羽幌港を発し、稚内港に向かった。

ところで、AのGPSプロッターには、羽幌港及び稚内港間を回航した過去の航跡が記録されていたものの、例年、第1号漁場区域に定置網が設置されていない時期に回航していたことから、同航跡は、同区域の中を通る進路となっていた。

a 受審人は、機関長を機関操作に当たらせ、甲板員を船首に、一等機関士を船尾にそれぞれ配置し、操舵スタンド後方に設置された操縦席に腰を掛けた姿勢で出港操船に当たり、船長として稚内港への回航に当たるのは初めてであったことから、GPSプロッターに記録された航跡に沿って航行することとし、06時58分半僅か前西防波堤灯台から076度170メートルの地点で、針路を同航跡に沿う351度に定め、機関回転数毎分1,700にかけ、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、GPSプロッターの画面を見ながら、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、定置網が設置された第1号漁場区域が正船首方860メートルのところとなり、同区域に向首接近する状況であったが、GPSプロッターの画面を見ることに気を取られ、レーダーで定置網との位置関係を確認するなど、船位

の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、第1号漁場区域に向首したまま航行中、07時00分僅か前至近に定置網の浮子を認めて機関を停止したものの、及ばず、07時00分西防波堤灯台から001度1,000メートルの地点において、Aは、原針路のまま、5.0ノットの速度となったとき、同区域に設置された定置網に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、海上は平穏で、視界は良好であった。

その結果、両舷推進器翼に修理不要の擦過傷を生じ、定置網は垣網に切損を生じ、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、羽幌港北方沖合において、稚内港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、第1号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、羽幌港北方沖合において、稚内港に向けて航行する場合、同沖合に定置網が設置されていることを承知していたのだから、第1号漁場区域に向首進行することのないよう、レーダーで定置網との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、GPSプロッターの画面を見ることに気を取られ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第1号漁場区域に向首していることに気付かないまま進行して同区域に設置された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を

1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月9日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩